

BalletoneJAPAN会員規約

第1章 総則

第1条 名称

本会は、BalletoneJAPANと称します。

第2条 事務所

本会は事務所を東京都新宿区西新宿6-15-1 セントラルパークタワー ラ・トゥール新宿602に置きます。

第3条 目的

本会は、会員及び一般の人々に対して、フィットネストレーニングに関する普及事業および研究活動をおこなうことを目的とします。

(1) フィットネストレーニングに関して広い見地から研究を促進し、関連知識・情報の蓄積、普及につとめる。

(2) Balletoneの指導者を育成するために教育および訓練を継続的におこなう。

(3) Balletoneの認知を向上させる。

第4条 活動および事業の種類

本会は、前条の目的を達成するため次の種類の活動および事業をおこないます。

(1) 指導ライセンス認定およびそれに伴う講習会の開催

(2) 研修会の開催

(3) 指導用教材の作成、普及

(4) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(5) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

第5条 会員資格の条件

会員はBalletoneの趣旨に賛同し、本規約・細則および別途定めるところの諸規則を同意の上、これらを遵守することを承諾した上で入会することを条件とします。また、次の事項に該当する方のみ入会できます。

(1) Balletone会員としてふさわしい品位があり、社会的秩序を尊厳できる方

(2) Balletoneの活動を継続する上で健康上・精神衛生上、支障のない方

(3) BalletoneJAPANが認めた方

第6条 会員種別

Balletoneの会員種別は次の1種とします。なお、必要に応じて会員種別を新設または廃止することができます。

(1) 正会員： 本会の目的に賛同し、ライセンスを保持している個人会員

第7条 会員の入会方法・手続き

Balletone会員の登録方法は、BalletoneJAPANまたはFTPJAPANが認めたライセンス認定講習会に参加され、規定の講習を履修または単位の修得後、公認ライセンスの交付を受けた者とし、別に定める入会申込書に署名しBalletoneJAPANに提出して、その手続きをおこないます。

第8条 会員資格の更新

Balletone会員資格の更新は1年毎とします。

第9条 会員資格の喪失

Balletone会員が次の事項に該当する場合には、会員資格を喪失します。

(1) 退会届を提出したとき (2) 本人が死亡し、もしくは失そう宣告を受けたとき

(3) 継続して半年以上会費を滞納したとき (4) 除名されたとき

第10条 退会

Balletone会員は、別に定める退会届をBalletoneJAPANに提出して、任意に退会することができます。この場合、BalletoneJAPANに対する債務（未払いの会費、その他提出金品の返還義務など）があればこれを完済しなければなりません。また一度退会された方が再入会するためには、再度ライセンス認定講習会の参加が必要になります。

第11条 会員の除名

Balletone会員が次の事項に該当する場合には、これを除名することができます。

(1) 会員規約および別途定める内規等に違反したとき

(2) Balletoneの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき



第12条 会費

Balletone会員は、必ず年会費を納入しなければなりません。

会費の支払いはライセンスが交付されてから1年後よりその義務が生じます。

また既納の会費は理由の如何に問わず返却致しません。

第3章 ライセンス

第13条 ライセンスの認定

Balletoneはライセンス発行の為に、BalletoneJAPANおよびBalletoneJAPANが認めた事業団体等がライセンス認定講習会および養成講習会を企画・開催致します。ライセンスの認定業務についてはBalletoneJAPANが公認したエグゼクティブ保持者（実技認定員）のみがおこなうこととします。

ライセンスの発行業務および最終認定業務はBalletoneJAPANがおこないます。

第14条 ライセンス認定講習会の受講資格

ライセンス認定講習会の受講資格は別途これを定めます。

第15条 ライセンス認定講習会カリキュラム

ライセンス認定講習会のカリキュラムは別途これを定めます。

第16条 ライセンス取得に関する料金

ライセンス取得に関する料金は別途これを定めます。

第17条 ライセンスの有効期間と更新方法

すべてのライセンスの有効期限は1年間とします。ライセンス継続のためには有効期限内に以下の活動を通じて、規定のライセンス継続教育単位を取得することが必要です。

更新申請手続き方法、継続教育単位の設定および換算については別途これを定めます。

第4章 雑則

第18条 著作権・商標権

BalletoneJAPANで開催された講義内容および配布されたすべての著作物の著作権はBalletoneJAPANに属します。

また「Balletone」および「FTP」の名称使用については事務局に問い合わせる必要があります。

第19条 MBA「マスター パレトン アンバサダー」

(1) MBA「マスター パレトン アンバサダー」のID・パスワードを入手したら紛失・盗難に注意し、他者に漏洩しないよう自己責任にて管理保管する。

(2) ID・パスワードは本人のみが利用でき、第三者に貸与、譲渡することはできないものとする。

(3) ID・パスワードを亡失・漏洩した場合は速やかに連絡をし、その指示に従う。

第20条 会員規約の改定および効力

BalletoneJAPANは必要に応じ本規約を改定することができ、その効力は改訂前に入会した会員に対しても適応致します。また会員は会員規約の改訂に対し、異議申し立て、権利の主張、その他一切の請求が出来ないものとします。

第21条 事務局

BalletoneJAPANは運営および管理業務に関する事務処理および決済事項等の業務を遂行するために事務局を設置します。

第22条 会員に対する告知および事務局への連絡方法

すべての会員に対する様々な手続きおよび告知は事前に登録しているメールアドレスと協会ホームページを通じてこれをおこないます。住所・連絡先等入会申込書に記載した事項について変更が生じた場合は速やかに事務局まで届けてください。本協会からの通知連絡は会員から届け出のあった連絡先への連絡をもって会員に届いたものとします。

第23条 細則等

本会員規約に定めのない事項については、別途細則等で本協会が定めるものとします。

以上